

令和6年2月吉日

お客さま 各位

福岡ひびき信用金庫

非居住者の国内振込に係るお取扱いについて

金融機関には、「外国為替および外国貿易法」（以下、外為法と言います）第17条において、非居住者のお客さまに係る為替取引等が、規制対象取引等に該当しないことを確認する義務が課せられております。

これにより当金庫における非居住者のお客さまに係る国内振込は、令和6年3月1日（金）より、外為法に基づく「外国送金」のお取扱いとさせていただきます。

◆非居住者のお客さまに係る国内振込の例

- ・振込依頼書に「非居住者円」等の記載がある場合
- ・振込依頼人または振込受取人が、日本国内に住所または居所あるいは主たる事務所を有さない場合
- ・短期旅行者など日本に入国後6ヵ月未満の方にかかる振込
- ・日本を出国後、外国に2年以上滞在しているお客さまへの振込 等

非居住者のお客さまに係る振込は、円建の送金であっても、外為法に基づく規制対象取引に該当する取引でないことの確認義務を確実に履行するため「外国送金」としてお取扱いさせていただきます。

なお確認作業に時間を要す場合には、受取人さまの口座への入金が遅くなる場合があります。また、お客さま（依頼人）へお振込み資金を返却させていただく場合もございますので、ご了承ください。

お客さまにはお手数をおかけしますが、法令に基づく確認義務の適正な履行にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以 上